

台風等警報発令時の学校の対応について

台風等警報発令時の本校の対応は、下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 自宅待機

- (1) 午前7時の時点で、「笠岡市」に、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮のいずれかの警報が発令されている場合

☆NHK放送局の報道を判断の対象とします。

放送局によっては、地域単位（井笠地域等）で放送する場合がありますが、NHK放送局は、気象庁同様、市町村単位で放送していますので、NHK放送局の報道でご判断ください。

- (2) 学校から連絡が入った場合

（7時25分発の三洋汽船が欠航、または大幅に遅れる場合など）

- (3) 保護者の判断で著しい危険が予想される場合

2 登校の連絡

- 午前8時までに警報が解除された場合は、原則「登校」となります。
 - ・三洋汽船の運行状況に応じて、実施可能な時間から、通常の授業を行う予定です。開始時刻・給食の有無等を学校から家庭に連絡します。

3 臨時休業日

- 午前8時の時点で警報が解除されない場合
- 三洋汽船が午前中欠航の場合など